

# 学研労協 NEWS ニュース

## 高エネルギー加速器研究機構 賃下げ訴訟 証人尋問が行われる

高エネルギー加速器研究機構賃下げ訴訟が、10月27日（月）に水戸地方裁判所土浦支部で行われました。高エネルギー加速器研究機構職員組合委員長 栗原良将氏からの報告を以下に、記載いたします。

日頃より、高エネルギー加速器研究機構賃下げ訴訟に対するご支援を頂き、誠に有難うございます。また、先日行われた証人尋問には、多くの方に傍聴支援を頂きました。ここに、重ねてお礼申し上げます。

高エネルギー加速器研究機構・職員組合では、2012年11月に、6人の原告団で臨時特例法に準じた不当な賃下げ（後に、退職手当の不当減額を追加）に対して、水戸地方裁判所・土浦支所に提訴を行い、これまで9回の口頭弁論を行ってきましたが、2014年10月27日に第10回として証人尋問を行いました。証人尋問では、原告から船越義裕氏と手島昌己氏の2名、被告から現労務担当理事の野村昌治氏1名が証人として証言を行いました。尋問時間は一人1時間で、午後1時30分より始まった尋問は、午後4時30分過ぎまで続きました。傍聴席は44席あるのですが、傍聴人が入りきれず、原告の一部は原告席に入りましたが、それでも足りず、傍聴を諦めて外に出る方もいました。

最初は、船越原告団長が証人席に立ち、主尋問が行われました。狙いは、2012年3月27日に高エネ研労使が締結した「運営交付金の減額がない場合には給与臨時減額を行わない」とする労働協約の解釈について、原告の主張を立証することと、給与減額による被害の程度について訴えることでしたが、団体交渉の録音反訳等の証拠をもとに明確に証言を行いました。被告弁護士の反対尋問では、被告のトンデモ解釈（上記の協約は、運営費交付金の減額がある場合には給与減額を行うことを組合が容認したものとするもの）に有利な証言を得ようと、意地悪く質問を浴びせてきましたが、被告の解釈を立証するような証言はありませんでした。（解釈の曖昧な表現があったところは、鮎川弁護士の的確な再尋問で原告の意図が明確になりました。）次に手島氏が、退職手当減額に関する機構の不当な対応と減額による生活への影響、特例法減額時の機構職員への周知が不十分だった点について、証言を行いました。手島氏は、減額実施時の過半数代表者であったのですが、当時の機構が就業規則改定の周知すら十分行わないまま給与減額を強行したことを立証しました。このことについては、最後に裁判官から確認のための補充尋問があり、裁判所も重くとらえていると感じました。被告弁護士の反対尋問は、やはり労働協約の解釈についての質問が主でしたが、ここでも空振りでも終わりました。

最後に、野村理事に対する、やはり労働協約の解釈に関する尋問でした。被告弁護士からの主尋問は無難にこなしましたが、原告弁護士からは、あらかじめ提出されていた野村理事の陳述書の誤りを突く鋭い質問が次々と出され、関係ない説明を始めたり、答えに窮して黙り込んでしまったりする場面も見られました。尋問に際して、自分の陳述書を読み返してもいないというありさまで、公平に見ても被告の主張がいかにかデタラメかを強く印象付けるもので、労働協約で約束した「給与減額を回避するための最大限の努力」についてもほとんど何も行わず、ただただ中期目標の形式的達成だけを目的とした、理不尽な賃下げであったことが、明白になりました。

結局、野村理事は責任ある証言が出来なかったということで、原告からは労働協約締結当時の理事の証人尋問を追加で行うことを主張しました。裁判長は、これ以上の証人尋問は必要ないとの見解のようでしたが、次回、12月15日に口頭弁論を開き、今回の証人尋問の調書を確認した上で追加の証人尋問の可否を判断することになりました。

以上

※次回の高エネ研裁判は12月15日（月）午前10時30分から水戸地方裁判所土浦支部第一法廷にて開かれます。みなさんの応援よろしくお願いします。